

兵庫県下(神戸市を除く)の空き家活用を応援する 登録事業者の募集について

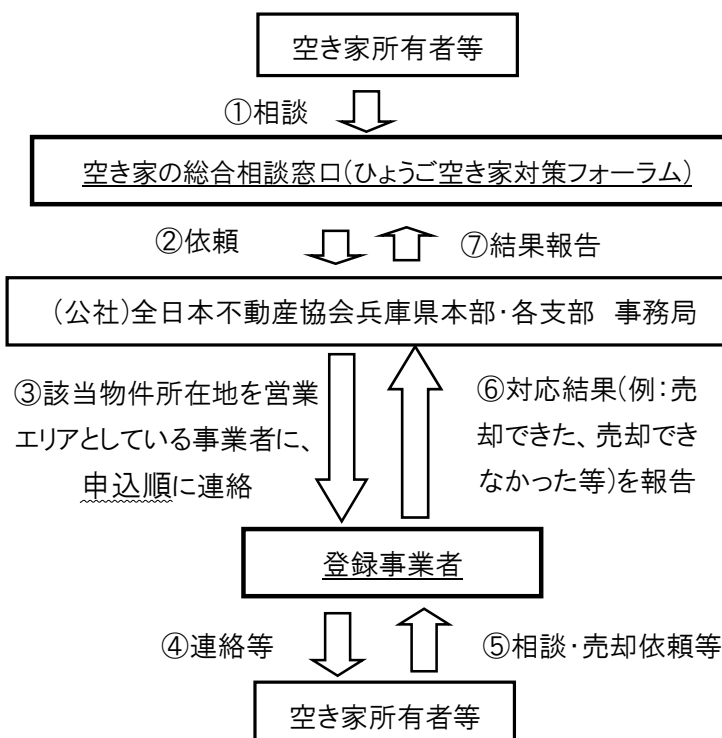
平素は、当協会の運営にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会も構成団体として参画している「ひょうご空き家対策フォーラム」では、「空き家の総合相談窓口」を設け、相談者に対し、空き家の諸問題についての法的サポートや専門家紹介等を行っています。昨年に引き続き、会員の皆様の中から、ひょうご空き家対策フォーラム等から依頼された空き家の売却等の相談に、専門家として課題解決に積極的に取り組む意思のある登録事業者を募集致します。応募要件をご確認いただき、ご応募いただける方は、下記申込書にご記入の上、10月31日までにFAXで兵庫県本部(078-261-0902)までご返送ください。

☆登録事業者の応募要件 ※昨年・一昨年にご登録いただいた方は再登録の必要はありません。

- ・ひょうご空き家対策フォーラムやその他各行政庁が実施し、全日と提携している空き家バンク等に関する取り組みの趣旨を十分に理解し、積極的に参画する意思があること
- ・(公社)全日本不動産協会兵庫県本部の会員である姫路支部・神戸支部・阪神支部の会員事業者
※神戸市内の物件は、「すまいるネット」の空き家相談での対応となるため、ひょうご空き家対策フォーラムでは、対象外となります。すまいるネットの支援事業者募集は、すまいるネットHPをご確認ください。
- ・全日・保証・日政連の会費に未納が無いこと。
- ・平成30年度の法定研修会を3回以上履修していること。
- ・過去2年(平成29、30年度)以内に当協会での会員処分歴、行政処分歴が無いこと。
- ・登録事業者の研修会に参加すること。(11月12日を予定。別途申込者にご案内致します。)

(参考)ひょうご空き家対策フォーラムでの相談の流れ



※ひょうご空き家対策フォーラムについて

空き家の諸問題についてお悩みの相談者に対し、解決に至るまでの手順から、法的サポートや専門家紹介等を行っています。

兵庫県や神戸市などの地方自治体をはじめ、「ひょうご住まいサポートセンター」、「すまいるネット」など、各種公共公益団体の後援・協力を得て、平成28年10月に設立され、今年で3年目を迎えます。

ひょうご空き家対策フォーラムについての詳細は <http://akiya-hyogo.com/> をご確認ください。

空き家活用登録事業者申込書【※昨年・一昨年度に登録された方は再登録不要です】

商号又は名称	
事業所所在地	〒
代表者氏名	
電話番号	
担当者名(複数名可)	
営業エリア(※1,※2)	
管理代行業務(※3)	希望する ・ 希望しない

※1 神戸市内の物件は、「すまいるネット」の空き家活用相談業務での対応となる為、
本応募の対象外地域となります。

※2 営業エリアにご記入いただいた地域毎で一覧表を作成し、その地域の相談が入れば、
申込順に事務局よりご連絡を致します。

※3 「希望する」に○をされた方は、研修会時に管理代行業務内容登録用紙をお渡しいたします。

私は、空き家活用登録事業者としての活動の趣旨を理解し、登録事業者向け研修会に必ず出席します。
また、空き家所有者等との相談、媒介等にあたっては、宅建業法を遵守します。

令和元年 10 月 日

(申込者)商号又は名称

代表者氏名

⑩

10 月 31 日までに FAX (078-261-0902) にてご返送ください。

ご不明点は兵庫県本部事務局 (TEL:078-261-0901) にご連絡ください。

※ 登録事業者申込にあたってのご注意

- ・登録事業者の応募要件をご確認いただき、ご不明な点は、兵庫県本部事務局までお問い合わせください。
- ・登録は、事業者としての取引業務の受注等を約束するものではありません。
- ・登録事業者の行為に、相談者に対する不誠実、あるいは事実と異なるとの疑義がある場合、登録を拒否、または登録を取り消します。